

二級建築士の免許の取消しの公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第3項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告します。

令和7年5月14日

神奈川県知事 黒岩 祐治

免許の取消をした年月日	氏 名	登録番号	取消しの理由
令和7年5月14日	井上 憲二	7796	死亡